

小平市協働の推進に関する指針

平成20年10月 制定

平成30年12月 改定

小平市（以下「市」という。）では、平成20年10月に、市が協働を進める際の姿勢や取組方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を示した指針として、「小平市協働の推進に関する指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

平成21年には、自治の基本理念等を示す小平市自治基本条例（平成21年条例第27号、以下「自治基本条例」という。）が制定され、協働の位置付けや基盤づくりについて規定されました。

今後も、自治基本条例等に基づき協働のさらなる推進を図るに当たり、この間の協働の取組を総括し、さらなるステップアップに向けて、指針の改定を行います。

1 自治基本条例における協働

自治基本条例は、前文において、目指す自治の姿として、「私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。」と述べています。

第3条においては、協働の定義を「市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。」としています。

また、第12条(協働)において、「市民等及び執行機関は、地域のさまざまな課題の解決に向けて協働をすることができる。」とし、「市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。」と定めています。

第13条(協働の推進の基盤づくり)においては、「執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。」と規定しています。

2 これまでの協働の取組の総括

(1) 協働の位置付け

小平市第三次長期総合計画基本構想（平成18年3月）において、地域社会の課題に対して、今まで以上に地域の人々や行政の協働によって解決することを目指すことなどが明記され、また行財政再構築プランなど他の計画等

においても、協働に関する方向性が示されました。

そのため、市が協働を進める際の姿勢や取組方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を示した指針として、平成20年10月に本指針を策定しました。

平成21年12月には、自治基本条例が施行され、条例において協働の定義や、協働の推進が位置付けられました。

(2) これまでの取組

平成20年10月策定の指針に基づき、主に協働の基盤づくりとして、多様な市民活動団体等が、市内で活発に活動できる環境を整備する取組を推進してきました。

具体的には、市民活動の推進拠点である「市民活動支援センター」の開設、市民活動支援公募事業などの支援の充実、いきいき協働事業提案制度などによる協働事業の推進、職員研修や協働に関する職員向けハンドブックの作成などの職員の意識啓発、また、市における推進体制の整備として協働の推進に係る庁内委員会の設置等を行いました。

(3) 取組の成果と課題

① 成果

市民活動支援センターは、市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として、市民活動団体「NPO法人 小平市民活動ネットワーク」が指定管理者となり、市民主体の運営が行われています。

市民活動支援センターの登録団体数は開設当初の61団体から、平成29年度では117団体に増加し、市民活動団体同士の交流の場、活動の場としての役割を担っています。

協働の担い手として期待される市民活動団体は、子育て分野の団体を中心に、市民活動支援公募事業やいきいき協働事業を通じて団体の認知度や信頼度が高まり、そこで培ったネットワークを活かした活動を地域で展開するなど、公共的なサービスの担い手として自立した活動を行っています。

庁内における協働推進体制については、協働に関する研修会の開催や「協働推進のためのハンドブック」の作成・配布等により、職員一人ひとりの意識を向上が図られ、協働の考え方が浸透してきました。

② 課題

一方で、市民活動支援公募事業による取組以上に活動が発展していないと見受けられる市民活動団体があるなど、団体の資金面等での自立の問題や、会員の固定化・高齢化などの課題が見られます。

また、現状では、いきいき協働事業が単年度事業の位置付けとなっていることから、事業の内容等によっては、協働事業として一定期間継続的に

実施することが望ましい場合への対応が難しいことや、あるいは行政が協働により解決したい課題が、市民活動団体にとって必ずしも明確になっていないなど、これまでの協働を推進するための事業の枠組みや、市と市民活動団体の間での協働の取組に関するマッチングが課題となっている状況があります。

3 今後の協働の推進に向けた取組

(1) 協働の今後のあり方

今日、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などにより、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、行政では、その全てに対応することが難しくなっています。

そのため、これまで以上に、市民活動団体や自治会等のコミュニティ組織、また、CSR（社会貢献活動や公益活動など企業の社会的責任）を掲げる民間事業者や地域貢献に取り組む大学等と、積極的に協働を推進していく必要があります。

平成20年10月の指針策定から10年が経過し、この間取り組んできた協働の基盤づくりとしての、多様な市民活動団体等の活動を促進する環境整備は、2(3)①のとおり一定の成果を見ています。今後は、これまでの取組の成果である基盤を活かした、協働によるまちづくりの実践を推進していく必要があります。

自治基本条例が目指す、参加や協働を通じた市民自治のまちづくりのさらなる推進のため、これまでの、いわば協働の立ち上げ期における団体支援的な取組から、地域課題等の解決のための実践的な協働を推進するための取組へとシフトすることが求められています。

(2) 取組の方向性

今後、地域の課題や問題に対して、協働の取組により効果的に対応していくためには、市は多様な担い手と連携・協働し、協働の担い手であるさまざまな団体等が、それぞれの強みを生かして、自主的・主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。

地域課題等の解決のための実践的な協働の推進を目指し、以下の方向性により、今後の協働の取組を推進します。

① 協働事業の積極的な推進 **重点**

市民活動団体等が持つ豊かな発想や高い専門性、あるいは活動の柔軟性や迅速性を積極的に活かすことにより、市が抱える課題や、市が対応することが難しい地域課題の解決が図られることが期待されます。

実践的な協働によるまちづくりを推進していくために、地域の課題点を具体化・明確化した上で、市と市民活動団体等が、協働で課題の解決に取り組むためのマッチング、また、協働を担った団体が、継続的・自立的に地域課題に関わっていきけるような仕組みづくりを進めていきます。

② 市民が市民活動を支える仕組みづくりの支援

市民活動団体は、地域の課題や社会的な課題に対して、自主的・先駆的・機動的に取組を進める主体であり、それぞれの自発的な公益活動に加えて、行政との協働事業の重要な担い手です。

今後とも市民活動支援センターを通して、市民や市民活動団体同士の交流の場・活動の場等の支援を行い、市民活動団体同士がつながることや、市民活動団体と地域がつながることで、多様な担い手が地域の課題に取り組むきっかけづくりや、市民が市民活動に触れる機会を増やし、市民活動全体を活性化する取組を側面支援していきます。

また、地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要です。協働の原則である「自主・自立の尊重」を踏まえ、市民ファンドやファンドレイジング（資金調達）等の検討や、社会性（公益性）と事業性（経済性）の両立を図ることを特徴としたコミュニティビジネスとの連携など、市民自身が市民活動を支える環境づくりを、市民活動支援センターを中心に検討していきます。

③ 関係機関等との連携による環境整備

協働によるまちづくりを推進するため、関係機関等と連携・協力しながら、市を挙げて、市民がまちづくり活動を行うための環境整備に取り組めます。

具体的には、市民活動団体等の中間支援組織として位置づけられる、市民活動支援センター・公民館・小平市社会福祉協議会こだいらボランティアセンター等が適宜役割分担をしながら、お互いの情報を共有し、連携して事業を行うことで、市民に対する専門的な知識の習得機会の提供や、地域の担い手の発掘・育成に取り組めます。

また、職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう、引き続き、市職員・市民団体等双方の参加による研修会など、より実践に即した研修の充実を図ります。

④ 多様な担い手との連携・協働の推進

市民にとって身近な地縁組織である自治会・町会は、地域課題解決のための活動の担い手としても重要な役割を担っています。自治会に対するさまざまな助成制度を周知することなどにより、自治会・町会への加入促進を側面支援するとともに、地域における安全・安心に関する取組

や、美化活動、見守り活動などについて、自治会・町会との協働の取組を進めていきます。

民間事業者に対しては、地域づくりや地域課題の解決に積極的に携わっていただく仕組みとして、市民活動に対する資金的支援や人的支援、あるいは事業者が持つ専門的技術や情報、ノウハウの提供等の支援活動を促していきます。

大学等に対しては、その専門的知識や技術を幅広くまちづくりに活かすことができる仕組みづくりを進めていくとともに、学生が地域に積極的に飛び出していき、地域と大学が一体となって、地域の課題解決に取り組みながら、人材を育成していく環境整備を推進します。

協働の取組経過

年 度	取 組 内 容
平成16年度	小平市民活動支援センターの準備室設置
平成18年度	小平市市民活動支援公募事業実施
平成20年度	小平市協働の推進に関する指針制定
平成20年度	協働に関する職員向け研修開催（毎年度1回）
平成21年度	小平市自治基本条例制定
平成22年度	小平市民活動支援センター あすぴあ開設
平成22年度	小平市いきいき協働事業実施
平成22年度	市民向け協働に関する講演会開催（毎年度1回）
平成25年度	職員向けの協働に関するハンドブック作成
平成26年度	協働事業のフォローアップ支援事業実施
平成27年度	市民活動&協働はじめてBOOK「たねを育てよう」作成

協働の政策的位置付け

時 期	計画・条例等	内 容（目標・方針）
平成18年3月	小平市第三次 長期総合基本計画	第1節 地域社会「参加と協働」 地域社会における新たな関係を目指し、公益的な市民活動を中心に、NPO等と行政の新たな協働を推進する。
平成20年10月	小平市協働の 推進に関する指針	協働の基本的な考え方や協働の推進へ向けた取組方などを示している。
平成21年12月	小平市自治基本条例	第12条「協働」 自治の基本理念及びその実現に基づき、市民等と市が協働に取り組むことを規定。 第13条「協働の推進の基盤づくり」 協働推進に係る市が果たす役割を規定。
平成23年3月	小平市第2次 行財政再構築プラン	方針I「地域協働の推進」 地域協働をさらに推進するため、市民活動団体の支援、協働事業の着実な推進、市内の協働推進体制の充実など、具体的な取組を体系付けている。
平成25年4月	中期的な施策の 取組方針・ 実行プログラム	小項目「地域活動・参加と協働」 重点的推進テーマ「協働のさらなる推進」 協働の基盤づくりの整備、職員の意識改革・人材育成等についての具体的な方針を示している。
平成29年3月	小平市第3次 行財政再構築プラン	方針I「地域協働の推進」 協働事業の更なる推進として、協働推進体制の充実、協働事業の推進（ボランティア活動の推進）、地域コミュニティの推進、地域と学校の連携・協働の推進、アダプト制度の推進など、これまで構築してきた協働の基盤を活用し、協働事業の更なる推進を図るとしている。

具体的な協働の取組内容

事業名（内容）	事業効果
<p>小平市市民活動支援公募事業 （市民活動団体等が自ら企画実施する公益的な事業の経費の一部を市が補助する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の手の届かない部分を補完するサービスの提供 ・事業を通じて、市民活動の幅や経験を積むことができる ・団体の認知度が上がり、団体が育つ起爆剤となる ・立ち上げ間もない団体の支援・育成
<p>小平市民活動支援センターの開設 （市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として平成22年4月に開設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会や市民活動交流サロン、NPOフェスタなど、市民活動支援のための事業の実施 ・ボランティア・市民活動情報紙「あすびあ通信」や市民活動団体データ集「むすぶ」の発行、その他関連情報の発信・提供 ・会議室や交流スペースの提供やパソコンや印刷機等機材の貸出 ・NPOや市民活動関係の相談「なんでも相談室」の開設 ・市民活動に関する調査の実施
<p>いきいき協働事業提案制度 （市民活動団体やNPO等から協働による事業の提案を公募し、市民との協働の推進を図る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業についてお互いに協議し一緒に進めることで、互いの信頼関係が構築できる ・公共的なサービスの担い手としての自立と自覚を団体に促すことができる ・事業の考え方や進め方の違いに気付き、職員に日ごろの業務の意識改革を促すことができる ・課題解決の手段として協働を認識することができる
<p>協働に関する啓発</p> <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する職員向け研修の開催 ・職員向けの協働に関するハンドブック作成 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け協働に関する講演会開催 ・市民活動&協働はじめてBOOK「たねを育てよう」作成 	<p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働に対する職員の意識改革及び理解促進を図り、職員一人ひとりが協働の視点を日々の業務に取り入れることで、市民や市民団体等とともに地域力を高めていくことを目指す <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が市民活動を行うきっかけを促す